

長江デルタ一体化発展要綱が発表 ～地域協調発展の深化と加速へ

リサーチ&アドバイザー部
中国調査室

メインピックス	2
長江デルタ一体化発展要綱が発表～地域協調発展の深化と加速へ	2
▶ 中国共産党中央と国務院は12月1日、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省の全域を対象とした「長江デルタ地域一体化発展計画要綱」を発表した。長江デルタ地域は全国面積の26分の1、人口の6分の1を占めているが、経済生産高の4分の1、年間研究開発経費支出と有効発明特許権、輸出入総額、外商直接投資、対外投資の3分の1に貢献している。中国で経済発展が最も活発で、最高の開放性、最強の創造性、最多の外来人口を有する地域として、質の高い発展、現代化の実現、地域の一体化発展と改革開放で全体をリードする。2018年11月に上海で開かれた「第1回中国国際輸入博覧会」の開幕式で、習近平国家主席は長江デルタ地域の一体化発展を支持するとともに、国家戦略に引き上げると発表し、それから1年、青写真の全文がようやく公表された。長江デルタ、粵港澳大湾区、京津冀に代表される三大都市群は、中国ないし世界的な高水準な都市群建設の任務を務めており、地域協調発展において重要な役割を果たしていくと見込まれる。	
人事労務コンサルティング情報/中智上海	11
年末年始特有の問題に関するQ&A～	11
▶ 年末年始が近づくと、未消化有給休暇や年末賞与に関する相談をよく受けるようになります。そこで今回は典型的な質問と賞与に関するデータをご紹介します。	
君合の中国法コラム	13
『全国裁判所の民事・商事裁判業務に関する会議紀要』の解説	13
▶ 2019年11月14日、最高人民法院は第九回全国法院民事・商事裁判業務会議にて形成された『全国裁判所の民事・商事裁判業務に関する会議紀要』(以下「第九回会議紀要」という)を公布した。第九回会議紀要の内容は、民法総則の適用に関する問題や会社間の紛争事件の審理をめぐる問題等の12の点について記載されている。以下に「第九回会議紀要」に記載の裁判指導における、中国における企業経営に際して注意すべき点を以下のとおりまとめた。	
三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2019年12月)	15

メインピックス

長江デルタ一体化発展要綱が発表～地域協調発展の深化と加速へ

中国共産党中央と国務院は12月1日、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省の全域を対象とした「長江デルタ地域一体化発展計画要綱」を発表した。長江デルタ地域は全国面積の26分の1、人口の6分の1を占めているが、経済生産高の4分の1、年間研究開発経費支出と有効発明特許権、輸出入総額、外商直接投資、対外投資の3分の1に貢献している。中国で経済発展が最も活発で、最高の開放性、最強の創造性、最多の外来人口を有する地域として、質の高い発展、現代化の実現、地域の一体化発展と改革開放で全体をリードする。2018年11月に上海で開かれた「第1回中国国際輸入博覧会」の開幕式で、習近平国家主席は長江デルタ地域の一体化発展を支持するとともに、国家戦略に引き上げると発表し、それから1年、青写真の全文がようやく公表された。長江デルタ、粵港澳大湾区(広東省、香港、マカオ)、京津冀(北京市、天津市、河北省)に代表される三大都市群は、中国ないし世界的な高水準な都市群建設の任務を務めており、地域協調発展において重要な役割を果たしていくと見込まれる。

I. 長江デルタ一体化の経過

第1段階: 上海経済区(1982～1988年、10市)

改革開放初期、経済が徐々に回復し、地域経済発展の重要性が増している。1982年12月、国務院は「上海経済区計画弁公室と山西エネルギー基地計画弁公室の設立に関する通知」を発表し、上海経済区の範囲は上海を中心に、杭州、湖州、寧波、紹興、嘉興、蘇州、常州、無錫、南通を含む9市であった。その後、10都市から上海市と江蘇、浙江、安徽の1市3省に調整し、1984年と1986年に江西省と福建省が組み込まれた。一方、1988年の国務院機構改革を背景に、上海経済区計画弁公室が撤廃され、行政手段を通じた地域一体化の失敗を示した。

第2段階: 浦東開発開放(20世紀90年代～21世紀初、16市)

1992年、浦東新区が設立され、浦東経済の高速発展に伴い、長江デルタ一体化を推進する戦略構想が再び提出された。1992年、「長江デルタと長江沿江地区経済計画座談会」が北京で開かれ、長江デルタ協働弁(委)主任聯席會議が設立された。2003年、長江デルタ都市市長フォーラムが南京で行われ、16都市市長は「上海万国博覧会を契機に、長江デルタ都市の連動発展の加速に関する意見」を締結し、江蘇・浙江・上海・の16都市¹を主体とした「長江デルタ都市群」を形成した。

第3段階: 長江デルタの経済グローバル化(21世紀初～2010年、25市)

中国経済と長江デルタ経済の高速発展に伴い、長江デルタ一体化は都市間の協力から国家戦略レベルに上昇しつつある。2008年、国務院は「長江デルタ改革開放と経済社会発展の推進に関する指導意見」を発表し、長江デルタをアジア太平洋地域の重要な国際門戸とグローバルな先進製造業基地、および強い国際競争力を持つ世界的な都市群に建設する目標を掲げた。2010年、国家発展改革委は「長江デルタ地区地域計画」を発表し、初めて国家戦略レベルで長江デルタの戦略的地位を明確にした。すなわち、アジア太平洋地域の重要な国際門戸、グローバルで重要な現代サービス業と先進製造業センター、強い国際競争力を持つ世界的都市群を目指す。地域範囲を江蘇・浙江・上海の25地級市に確定し、従来16市の上に、江蘇省北部の徐州、淮陰、連雲港、宿迁、塩城と浙江省西南部の金華、温州、麗水、衢州を加えた。

¹ 上海、杭州、湖州、寧波、紹興、嘉興、蘇州、常州、無錫、南通、舟山、南京、鎮江、陽州、泰州、台州など16都市。

【図表1】長江デルタ一体化関連政策の進展

年	政策文書	対象範囲
1982	「上海経済区計画弁公室と山西エネルギー基地計画弁公室の設立に関する通知」	10市
2003	「上海万国博覧会を契機に、長江デルタ都市の連動発展の加速に関する意見」	16市
2010	「長江デルタ地区地域計画」	25市
2016	「長江デルタ都市群発展計画」	26市
2018	「長江デルタ地域一体化発展3年行動計画(2018~2020年)」	
2018	G60科学技術イノベーション回廊第1次連席会議	
2018	中国国際輸入博覧会で国家戦略に昇格	
2019	政府活動報告で重点工作の一つに	
2019	「長江デルタ地域一体化発展計画綱要」	27市

(出所) 公開資料より当行中国調査室作成

第4段階: 国家戦略に昇格(2010年~現在、27市)

2013年以降、現代版シルクロード経済圏構想「一帯一路」が提唱され、長江経済ベルトは重大な国家戦略発展地域に確定された。2016年、発展改革委と住宅建設委は「長江デルタ都市群発展計画」を発表し、従来25市の上に、江蘇・浙江の一部都市を取り除き、安徽省の合肥、蕪湖など8市を加え、都市群総数は26地級市となった。2018年6月、「長江デルタ地域一体化発展3年行動計画(2018~2020年)」が公表され、長江デルタ一体化の任務、タイムテーブルやロードマップを明確にした。11月5日、第1回中国国際輸入博覧会の開幕式で習近平国家主席は、長江デルタ地域一体化発展を支持するとともに国家戦略に引き上げると発表し、長江デルタ一体化の発展を加速させた。

【図表2】長江デルタ地域の位置関係と主要都市

2019年政府活動報告で、長江デルタの協調発展を重点工作の一つとした。5月13日、中央政治局会議は「長江デルタ地域一体化発展計画要綱」を審議し、10月15日、長江デルタ都市経済協調会第19次会議は、蚌埠など7都市を長江デルタ都市経済協調会に加える提案を可決した。12月1日、国務院は「長江デルタ地域一体化発展計画要綱」を正式に発表し、1982年から始まった長江デルタ一体化は37年が経過した。

計画の範囲は上海市、江蘇省、浙江省、安徽省全域で、対象面積は35万8,000キロ平米。このうち、上海市、江蘇省の9都市(南京、無錫、常州、蘇州、南通、揚州、鎮江、鹽城、泰州)、浙江省の9都市(杭州、寧波、温州、湖州、嘉興、紹興、金華、舟山、台州)、安徽省の8都市(合肥、蕪湖、馬鞍山、銅陵、安慶、滁州、池州、宣城)を含む27都市を中心地域に設定し、面積は22万5,000キロ平米となる(図表1)。また、上海市青浦区、江蘇省蘇州市吳江區、浙江省嘉興市嘉善縣を長江デルタ生態グリーン一体化発展模範區(2,300キロ平米)、上海臨港などの地区を中国(上海)自由貿易試験區の新区とした。



II. 計画概要の主要内容

発展目標

要綱では2025年を「計画期」とし、同年までに、長江デルタ一体化発展は実質的な進展を遂げ、地域間や都市と農村の一体化発展は高い水準に達し、科学技術・イノベーション産業、インフラ、生態環境、公共サービスなどの分野で一体化した発展を実現させ、一体化発展の体制メカニズムを全面的に構築する目標を掲げた。

【図表3】2025年までの長江デルタ一体化計画の発展目標

項目	指標	数値
地域協調発展	中心地域の農村部と都市部の所得格差	2.2: 1
	中心地域と域内全域の1当たりGDPの格差	1.2: 1
	常住人口ベース都市化率	70%
科学技術・イノベーション産業の融合発展	研究開発費の対GDP比	3%
	科学技術進歩の対GDP貢献率	65%
	高技術産業の生産額が一定規模以上工業生産に占める割合	18%
インフラの相互接続	鉄道網の路線密度	507km/1万km ²
	高速道路密度	5km/100km ²
	5Gネットワークのカバー率	80%
生態環境の共同保護・連携取締	微小粒子状物質「PM2.5」の平均濃度	基準達成
	地級市以上都市の大気品質優良日数の割合	80%
	区域を跨ぐ河川の水質の基準達成率	80%
	1単位当たりGDPのエネルギー消費量	17年比10%削減
公共サービスの利便化と共有	1人当たり財政支出額	2.1万元
	生産年齢人口の平均教育期間	11年5カ月
	平均寿命	79歳
(出所)「要綱」より当行中国調査室作成		

① 都市・農村部や地域の協調発展

上海のサービス機能が向上し、江蘇・浙江・安徽の比較的優位性を十分に発揮。都市群の融合レベルが向上し、地域一体化発展の経験を模索。都市部と農村部の融合、郷村振興は顕著な成果を収める。2025年までに、中心地域の都市部と農村部住民の収入格差を2.2:1以内に、中心地域と域内全域の1当たりGDPの格差を1.2:1に縮小。常住人口都市化率を70%に引き上げる(図表3)。

② 科学技術・イノベーション産業の融合発展

地域協働イノベーション体系がほぼ形成し、優位産業分野の競争力が向上し、若干の世界的産業集積を形成。イノベーションと産業チェーンが深く融合し、産業はミドル・ハイエンドへ前進する。2025年までに、研究開発費の対GDP比を3%以上に、科学技術進歩の対GDP貢献率を65%に、高技術産業の生産額が一定規模以上工業生産に占める割合を18%に引き上げる。

③ インフラの相互接続の実現

省間道路が整備され、世界的空港群が形成され、港の連携効果が顕著になる。エネルギー安全供給と相互保障能力が向上し、次世代情報インフラ網、安全でコントロール可能な給水排水網体系を構築し、重要河川の基幹堤防は所定目標を達成する。2025年までに、鉄道網の路線密度を1万平方キロメートル当たり507キロメートル、高速道路密度を100平方キロメートル当たり5キロメートル敷設、5Gネットワークのカバー率を80%に引き上げる。

④ 生態環境の共同保護・連携取締の強化

地域・流域を跨ぐ生態網が形成し、良質な生態製品供給能力が向上。環境汚染の共同保護・連携取締メカニズムが有効に実行し、生態環境の協働監督管理体系を構築し、生態環境の質を全体的に改善する。2025年までに、微小粒子状物質「PM2.5」の平均濃度は所定基準を達成、地級市以上都市の大気品質優良日数を80%以上に、区域を跨ぐ河川の水質の基準達成率を80%以上に、1単位当たりGDPのエネルギー消費量を2017年比で10%削減する。

⑤ 公共サービスの利便化と共有水準の向上

基本的公共サービス標準体系を構築し、基本的公共サービスの均等化を実現。非基本的公共サービスの供給能力と供給質を向上する。2025年までに、1人当たりの財政支出額を2万1,000元に、生産年齢人口の平均教育期間を11年5カ月に、1人当たり平均寿命を79歳に高める。

⑥ 一体化発展の体制メカニズムの有効性強化

資源要素が自由に流動し、統一で開放した市場体系を構築。行政手続きの障壁を段階的に解消し、一体化制度体系をより健全化する。国際的に通用するルールを構築し、協同開放水準を向上。制度的取引コストを削減し、ビジネス環境を改善させる。

要綱は2035年を「展望期」とし、高水準な一体化発展の達成、現代化経済体系の基本的形成、都市部と農村部格差の大幅な縮小、公共サービス水準の均衡化、インフラ相互接続の全面的実現、住民生活保障水準の平準化、一体化発展体制メカニズムの改善を実現させ、全国をリードし、最も影響力と牽引力のある成長エンジンになる目標を掲げた。

【図表4】協同イノベーション産業体系建設の重点産業

項目	産業	
科学技術成果の移転・転化	技術革新難点の突破 次世代情報技術、ハイエンド設備製造、生命健康、グリーン技術、新エネルギー、スマート交通	
製造業の高品質発展	戦略的新興産業基地の建設 電子情報、バイオ医薬、航空宇宙、ハイエンド設備、新材料、省エネ・環境保護、自動車、グリーン化学工業、紡績服装、スマート家電	
	国際競争力を持つ大手企業の育成 集積回路、新型ディスプレイ、モノのインターネット、ビッグデータ、人工知能、新エネルギー自動車、生命健康、大型旅客機、スマート製造、先進新材料	
	未来産業の育成 量子情報、脳型チップ、第3世代半導体、次世代人口知能、分子標的治療薬、免疫細胞治療、幹細胞治療、遺伝子検査	
ハイエンドサービス経済の発展	高水準サービス業集積区とイノベーションプラットフォームの構築 現代金融、現代物流、科学技術サービス、ソフト・情報サービス、電子商取引、文化クリエイティブ、体育サービス、人的資源サービス、スマート健康・養老	
	サービス業のクロスオーバー発展 研究開発設計、サプライチェーンサービス、検査、グローバル修理、総請負、マーケティング、製造デジタル化サービス、産業用インターネット、グリーン省エネルギー	
産業配置の合理化	中心区 本部経済、研究開発設計、ハイエンド製造、販売	
	蘇州省北部、浙江省西南部、安徽省北部と西部 現代農業、文化観光、健康、医薬、農産品加工	
新技術・新業態・新モデルの育成	経済新原動力の形成 プラットフォーム経済、シェアリングエコノミー、体験経済	
	新技術開発・応用 ビッグデータ、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン、モノのインターネット、人工知能、衛星ナビゲーション	スマート自動車のテスト、自動運転車の産業化

(出所)「要綱」より当行中国調査室作成

改革措置

① 産業協同・イノベーション

イノベーション牽引型発展戦略を実施し、「技術イノベーション+産業」を通じて、イノベーションと産業チェーンの融合を促進し、産業高度化と実体経済の発展を図る。域内でイノベーション共同体を構築し、産業分業・協働を強化する。製造業の質の高い発展を推進し、電子情報、バイオ医薬、航空宇宙、ハイエンド設備、新材料、省エネ・環境保護、自動車、グリーン化学工業、紡績服装、スマート家電など10分野において、従来型産業の高度化を推進し、国家レベルの戦略的新興産業基地を建設し、若干の世界的製造業集積を形成する。集積回路、新型ディスプレイ、モノのインターネット、ビッグデータ、人工知能、新エネルギー自動車、生命健康、大型旅客機、スマート製造、先進新材料など10分野を重点に、新エネルギー自動車、スマート自動車、次世代モバイル通信産業、スマートロボット、集積回路の産業チェーンの発展を加速させ、国際的競争力を持つ大手企業を育成する。量子情報、脳型チップ、第3世代半導体、次世代人口知能、分子標的治療薬、免疫細胞治療、幹細胞治療、遺伝子検査など8分野に向けて、未来産業の育成を加速させる(図表4)。

② インフラの相互接続

高速鉄道、普通鉄道、都市間鉄道、都市軌道などを含む一体化総合交通体系を建設し、省間道路の通行距離を向上し、世界的空港群の構築、港の航路建設を推進する。デジタル長江デルタを構築し、次世代情報インフラを建設し、重点分野のスマート化を推進し、「インターネット+先進製造業」を特色とした産業用インターネットを建設する。地域を跨ぐエネルギーインフラ建設を推進、重大水利プロジェクト建設を強化する。

③ より高レベルの協同・開放

中国国際輸入博覧会の質を高め、虹橋国際開放中心を建設し、デジタル化貿易プラットフォームを構築し、国際協力区の建設を強化する。製造業、サービス業、農業分野の対外開放を一層拡大し、自動車、飛行機、船舶、設備、電子情報、新材料、新エネルギーなど業種の参入基準を引き下げる。金融市場の対外開放を加速し、銀行業や債券市場への外資参入を緩和する。

④ 一体化発展体制メカニズム

全国で市場参入ネガティブリストを導入し、統一した市場参入制度を実施。企業登録、土地管理、環境保護、投融资、財税共有、人的資源管理、公共サービスなどの政策分野で政府間協働体制を構築。人材・資本・土地・財産権など市場要素の一体化を促進。立法や政務など分野の協力メカニズムを整備し、各種市場主体の活力と創造力を喚起させ、地域間のコスト負担・利益共有メカニズムの役割を發揮する。

Ⅲ. 長江デルタの経済発展状況

強い経済と財政実力

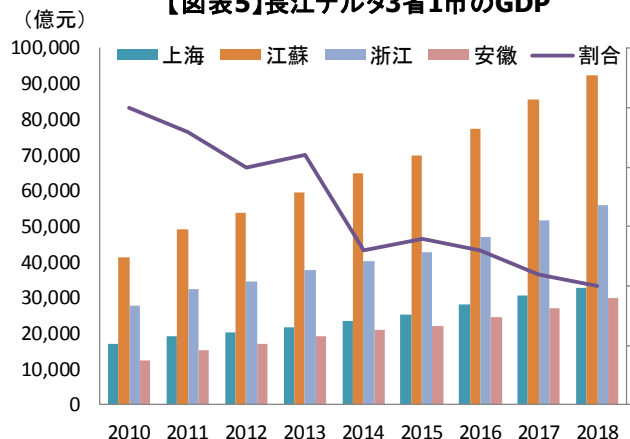
2018年末時点、上海・江蘇・浙江・安徽3省1市の域内総生産は21兆1,479億元で、国内総生産(GDP)の23.5%を占めており、うち江蘇省は9兆2,600億元と広東省に次ぐ2位となった(図表5)。地域別1人当たりGDPトップ5のうち、長江デルタの上海(2位、134,830万元)、江蘇(4位、115,015万元)、浙江(5位、97,956万元)が入った(図表6)。2018年、長江デルタの域内GDPは京津冀と粵港澳の合計を上回った。1人当たりGDPで、長江デルタ(9.4万元)は粵港澳大湾区(14.7万元)を下回った(図表7)。GDPに占める第3次産業の割合をみると、上海、江蘇、浙江はいずれも50%を超えており、2018年、上海が69.9%となったが、北京(81.0%)、広州(71.7%)を下回った。

長江デルタは中国で重要な先進製造業基地として産業集積の優位性が顕著で、付加価値工業生産高は全国の4分の1を占める。部品企業数と生産量は全国の40%、新エネルギー自動車、バイオ医薬、ソフト情報サービス業の産業規模は全国の30%、集積回路の産業規模は全国の45%を占める。産業用インターネット、人口知能など新興分野の発展も全国の先頭を走る。

長江デルタ3省1市全域の土地面積は35.8万キロ平米で、京津冀(21.8万キロ平方)、粵港澳大湾区(5.6

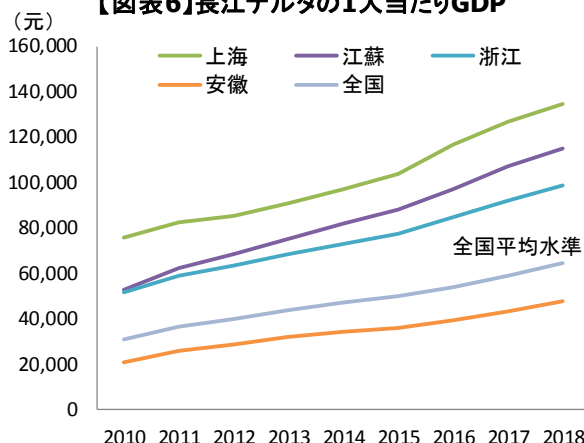
万キロ平米)を大きく上回る(図表8)。2018年末の長江デルタの常住人口は2億2,535万人で、全国の16.9%を占めており、3大都市群で最も多い。安徽省を除いた3地域の常住人口は戸籍人口を超え、うち上海の常住人口は戸籍人口を963万人上回った。長江デルタの常住人口の都市化率は60%を超え、うち2018年の上海の都市化率は88.1%に達し、江蘇と浙江も全国平均水準を10ポイント上回った(図表9)。

【図表5】長江デルタ3省1市のGDP



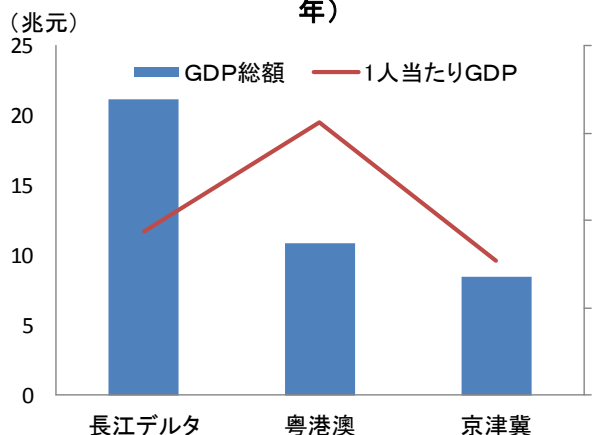
(出所)Windより当行中国調査室作成

【図表6】長江デルタの1人当たりGDP



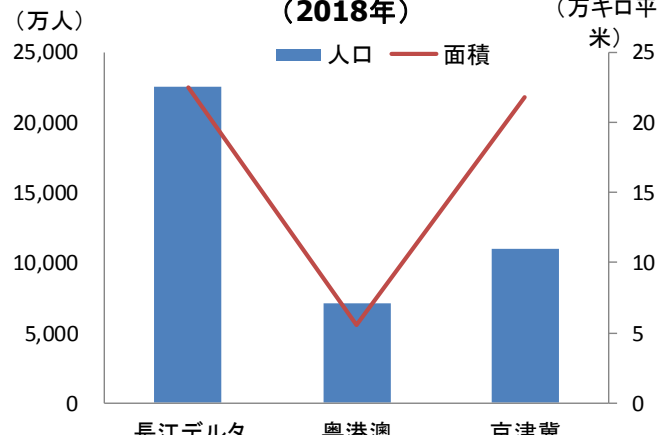
(出所)Windより当行中国調査室作成

【図表7】三大都市群のGDP比較(2018年)



(出所)Windより当行中国調査室作成

【図表8】三大都市群の人口と面積比較(2018年)



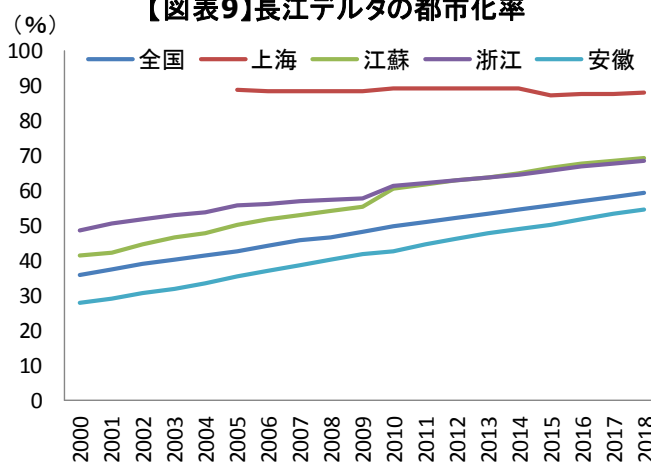
(出所)Windより当行中国調査室作成

2018年、長江デルタ3省1市の財政収入は2兆5,400億元で、全国の13.8%を占める。都市別財政収入トップ20のうち、長江デルタの7都市(高い順に、上海、蘇州、杭州、南京、寧波、無錫、合肥)が入った。長江デルタ地域のコア都市として、上海の財政収入は7,108億元と、北京(2位)、深セン(3位)、重慶(4位)などの大都市を超え、全国首位に立った。

発達した都市インフラ

長江デルタのインフラ建設が整備し、発達した海運や水路・航空・陸路高速運送は同地域と全国または世界各国を緊密に結び付けた。2016年、長江デルタの道路、民用空港、鉄道の旅客数はそれぞれ

【図表9】長江デルタの都市化率



(出所)Windより当行中国調査室作成

全国の17.5%、19.2%、20.1%を占めており、中国で重要な交通ハブである。

2018年時点、長江デルタ27市で17個の民用空港²があり、密度は1.3万平方キロメートルと全国平均(4.2万平方キロメートル)を上回った。17空港の旅客数、貨物取扱量、航空機の発着回数はそれぞれ全国民用空港の18%、33%、15%を占めた。中国民用空港旅客数トップ15に、長江デルタの上海浦東(2位)と虹橋(8位)、杭州蕭山(10位)、南京禄口(11位)が入った。

2018年、長江デルタの港群の貨物取扱量とコンテナ取扱量はそれぞれ全国主要港の35%と34%を占めており、中でも寧波舟山港と上海港の貨物取扱量は99,464万トンと62,920万トン、コンテナ取扱量は2,447万標準箱と3,843万標準箱となった。中国港貨物取扱量トップ10に、長江デルタの寧波舟山港(1位)、上海港(2位)、蘇州港(6位)が入った。

長江デルタの鉄道網は上海を中心、南京と杭州を副中心としており、都市圏内部の通勤需要や周辺都市の交通需要を満たした。鉄道網に18本の高速鉄道があり、全国で最も密な地域である(図表10)。2018年末の長江デルタ鉄道運営距離は10,560キロ、うち高速鉄道は4,171キロとなった。2019年の計画新線は996キロ、うち高速鉄道は757キロ。2020年まで、長江デルタの鉄道運営距離は1万3,000キロ、うち高速鉄道は5,300キロに達する見込みである。

【図表 10】長江デルタ地域の都市間鉄道



北京-上海、上海-寧波の高速道路は国家レベルの交通動脈である。長江デルタの道路通行距離は50万キロで、域内大半の都市をカバーした。また、全国で地下鉄を開通した36都市のうち、長江デルタには南京、蘇州、無錫、杭州、寧波、上海、合肥など7市があり、常州と蕪湖も建設中である。うち上海、南京、杭州、蘇州の日間旅客数はトップ10に入った。

長江デルタ地域の交通網は上海を中心とした0.5~3時間交通圏の拡大を推進し、発達した鉄道網は南京、蘇州、杭州などを2時間交通圏に入れた(図表11)。3省1市は蘇州-上海、蘇北-蘇南、湖州-嘉興-紹興、合肥-南京といった新たな軌道交通や高速鉄道建設を計画している。

² 上海の虹橋と浦東、江蘇の南京禄口、蘇南碩放、常州奔牛、南通興東、揚州泰州、塩城南洋など6個、浙江の杭州蕭山、寧波栎社、温州竜湾、義烏、台州路桥、舟山普陀山など6個(建設中の嘉興)、安徽の合肥新橋、安慶、池州九華山など3個(建設中の蕪湖宣城)。

【図表11】上海から一部周辺地域までの最短時間と距離

目的地	直線距離 (キロ)	交通機関	最短時間	毎日便数
蘇州	85	高速鉄道	23分	247
南通	110	バス	2時間	100
寧波	152	高速鉄道	1時間48分	52
杭州	162	高速鉄道	46分	181
鎮江	223	高速鉄道	1時間7分	127
南京	313	高速鉄道	1時間11分	280
馬鞍山	328	高速鉄道	2時間3分	23
合肥	400	高速鉄道	2時間6分	58

(出所) 公開資料より当行中国調査室作成

強い教育と科学技術力

長江デルタには上海松江、安徽合肥の2つの総合的国家科学センターと、全国の4分の1の「双一流(世界一流大学・一流学科)」大学、国家重点実験室、国家工程研究センターを有する。年間研究開発経費支出と有効発明特許権数は全国の3分の1を占め、上海、南京、杭州、合肥の研究開発費の対GDP比は3%を超えている。安徽省を除いた長江デルタ3省の高等教育人数の割合は全国平均水準の13.3%を超える。中国の重点大学211大学(116校)と985大学(39校)³のうち、長江デルタはそれぞれ8校⁴と15校⁵で、全体の27%と21%を占めた。2019年のQS世界大学ランキングに、中国本土の6大学がトップ100にランクインし、うち復旦大学、上海交通大学、浙江大学、中国科学技術大学など4校は長江デルタの大学である。

長江デルタの国家重点実験室は62カ所で、京津冀(86個)に次いでいるが、粵港澳大湾区(11個)を上回る。大学数は211で長江デルタと京津冀が接近しているが、粵港澳大湾区は2地域と比べると少ない。長江デルタのユニコーン企業数は70社で、全国の40%以上を占める。京津冀は81社と最も多く、粵港澳は24社のみにとどまった。イノベーション企業として、京津冀には小米、百度、京東、粵港澳には華為、比亞迪があるが、長江デルタにはアリババのような世界的有名な企業が少ない。2017年の長江デルタのハイテク企業数は34,457社で全国の26%を占め、うち江蘇省が13,661社で最も多い。

長江デルタの各都市は特性が似通っており、産業構造が同化する恐れがあるため、産業協同の強化、差別化した産業分業の形成を促進する必要がある。上海はコア都市として先導的役割を果たしており、金融・イノベーション機能を十分に発揮させ、ハイエンド製造業、高付加価値サービス業を重点に発展させる。江蘇省は製造業大省として、製造業転換とレベルアップの加速、浙江省はデジタル経済、インターネット経済の発展、安徽省は科学・教育資源を利用し、人材とイノベーション基地の構築に取り組む必要がある。

2018年の第1回国際輸入博覧会で、長江デルタ一体化は「一帯一路」構想、京津冀協同発展、粵港澳大湾区と同様に、国家戦略に位置付けられた。長江デルタは「一帯一路」と長江経済ベルトの交差点であり、京津冀協同発展、粵港澳大湾区と連携させ、政策の相乗効果を高め、改革開放のエリア配置の最適化を図る。長江デルタ一体化発展を推進し、長江デルタ地域のイノベーションと競争力を強化し、経済集中度と地域連携性を向上することは、全国の質の高い発展、現代化経済体系の構築に重要な意義がある。交通、通信などインフラ建設の推進に伴い、長江デルタは自貿区や港を通じた対外開放を拡大させ、教育や科学技術面のイノベーションを生み出すことで、経済発展に新たな原動力をもたらすことが期待される。

³ 「211工程」は教育部が1995年に定め、21世紀に向けて100の大学に重点的に投資していくとしたもの。「985工程」は教育部が1998年5月に定め、現代化を実現するため、世界先進水準の一流の大学を建設するプログラムである。

⁴ 江蘇の南京大學、東南大學、浙江の浙江大學、上海の復旦大學、上海交通大學、同濟大學、華東模範大學、安徽の中國科學技術大學である。

⁵ 江蘇の蘇州大學、河海大學、中國藥科大學、南京師範大學、南京理工大學、南京航空航天大學、江南大學、南京農業大學、上海の上海外國語大學、上海大學、華東理工大學、東華大學、上海財經大學、安徽の安徽大學、合肥工業大學である。

人事労務コンサルティング情報/中智上海

年末年始特有の問題に関する Q&A～

年末年始が近づくと、未消化有給休暇や年末賞与に関する相談をよく受けるようになります。そこで今回は典型的な質問と賞与に関するデータをご紹介します。

I. 従業員が年末までに有給休暇を消化できなかった場合、どの様に処理すればよいですか？

使用者が業務上の都合により従業員に対して有給休暇を手配出来ない場合、本人の同意を得て有給休暇を手配しない事ができます。この場合、従業員の未消化有給休暇日数に対して、使用者は当該従業員の一日の賃金収入の300%を基準に年次有給休暇の賃金を支払います(その中には使用者が従業員に支払った正常勤務期間中の賃金収入を含む)。

未消化年次有給休暇の賃金を計算する際の基準となる賃金日額は、従業員本人の賃金を給与計算日数(21.75日)で除して計算します。

もし使用者が従業員に対して休暇を手配したにも拘らず、従業員が休まなかった場合、従業員が自主的に放棄したものと見なし、従業員に権利放棄する旨の書面にサインをさせれば、休暇の賃金を支払う必要はありません。生産、業務上の特性により、年度を跨いで従業員の年次有給休暇を手配する必要がある場合、従業員の同意を得て一年繰り越すことができます。

II. 会社は必ず年末賞与を支給する必要がありますか？

国家統計局『賃金総額構成に関する規定』第4条及び『「賃金総額構成に関する規定」の具体的範囲の若干解釈』第2条において、年末賞与は広義では賃金の構成部分に含まれると規定しています。

一般的に、年末賞与は会社が従業員に支給する特殊な賞与であり、支給するか否か、支給額、誰に支給するかは会社の経営状況や従業員のパフォーマンスと密接な関係があり、企業の自主的権利に属します。

従って、従業員に年末賞与を支給するか否かは、主に双方が合意した労働契約の約定や、会社の規則制度に関連規定があるか否かにより判断します。

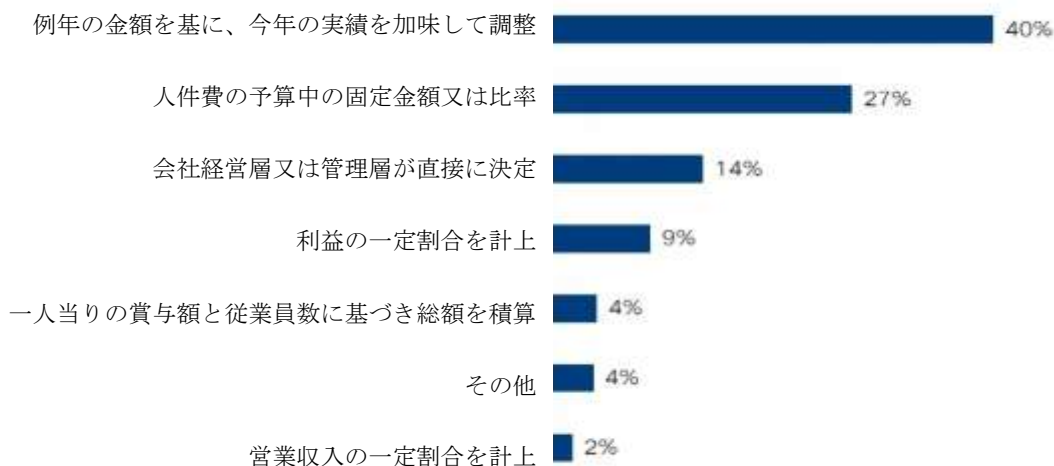
III. 年末賞与の総額はどの様に決定すればよいですか？

現在企業が年末賞与総額を制定する方法は主に以下の5つがあります。

(1) 例年の金額をもとに、今年の実績を加味して調整する。(2) 人件費の予算中の固定金額又は割合。(3) 一人当たりの賞与額と従業員数に基づき総額を積算する。(4) 利益の一定割合を計上する。(5) 営業収入の一定割合を計上する。

中智年末賞与調査研究結果によると、最も一般的な方法は、例年の金額をもとに、今年の実績を加味して調整する方法でした。そのほか、14%の企業が固定的な制度を定めておらず、会社の経営層や管理層が直接決定していました。また、利益の一定割合を計上したり営業収入の一定割合を計上したりする方法を採用している企業も少数ながらありました。このような方法は、人件費の投入生産効率のコントロールと改善にプラスの効果期待できます。

企業の年末賞与の策定ルール



数据来源: 《2018年企业年终奖发放计划调研报告》

IV. 全国の政策速達

全国《「社会保険領域における重大信用失墜被執行者リスト管理暫定規則」公布》

2019年10月28日、人力資源社会保障部は「社会保険領域における重大信用失墜被執行者リスト管理暫定規則」を公布した。「暫定規則」では、使用単位や社会保険サービス機構及びその人員、保険加入及び受給者などの「社会保険重大信用失墜被執行者リスト」への記載について定めている。「暫定規則」において、人力資源社会保障局は「社会保険重大信用失墜被執行者リスト」に名前が挙げられた当事者に対して、書面ですその事実、理由、根拠、懲戒措置、期限などを通達し、同時に当事者へ弁明の機会を与えるとしている。その上で当事者の弁明が認められない場合または弁明が行われなかったときは、同リストに名前が掲載され、当事者へ通知される。

福建省《「本省最低賃金基準交付に関する通知」公布》

2019年11月13日、福建省人力資源社会保障庁は「本省最低賃金基準交付に関する通知」を公布した。「通知」では省内の最低賃金基準を四段階に分け、それぞれ1800元、1720元、1570元、1420元としている。また非全日制労働者の最低時給についても、18.5元、18元、16.5元、15元の四段階に分けている。「通知」は2020年1月1日より施行される。

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に126社の支社機構を有し、76の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日本企業倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

『全国裁判所の民事・商事裁判業務に関する会議紀要』の解説

2019年11月14日、最高人民法院は第九回全国法院民事・商事裁判業務会議にて形成された『全国裁判所の民事・商事裁判業務に関する会議紀要』(以下「第九回会議紀要」という)を公布した。第九回会議紀要の内容は、民法総則の適用に関する問題や会社間の紛争事件の審理をめぐる問題等の12の点について記載されている。

中国の成文法体系において、全国裁判所裁判業務会議にて形成される紀要は、正式な法源とはならず、紀要の前書き部分においても、「紀要は司法解釈ではなく、裁判根拠として引用することはできない」旨が明記されているが、全国の各裁判所の裁判実務において、重要な指導的意味合いを有している。具体的に言うと、「第九回会議紀要」の公布後、裁判所は、終結していない一審、二審事件について、判決書の「本院は次のとおり考える・・・」から始まる法律の適用理由に関する具体的な分析の箇所において、「第九回会議紀要」の関連規定に基づいて説明を行うことが可能となった。以下に「第九回会議紀要」に記載の裁判指導における、中国における企業経営に際して注意すべき点を以下のとおりまとめた。

I. 捺印行為の法的効力について

「第九回会議紀要」では、次のことが明確化された。法定代表者又は授權代表者が契約書に法人印を捺印する行為は、同人が法人名義で契約を締結することを表しており、『会社法』第16条等の職権に係る特別な規定がある場合を除き、法人がその法的結果に対する責任を負うべきである。法人が、法定代表者が事後に代表権を喪失したこと、偽造印章を捺印したこと、捺印に用いた印章が届出印ではないこと等を理由として、契約の効力を否定したとしても、裁判所はこれを支持しない。司法実務において存在していた、契約締結時に悪意をもって公安への届出印ではない印章又は偽造印章で捺印した場合に、紛争発生後、法人が偽の届出印で捺印したことを理由として契約の効力を否定していた状況について、「第九回会議紀要」は、届出印の真偽に重点を置いてはならないとして、過度に届出印の真偽を裁判根拠とする考え方を是正し、契約締結者が捺印時に代表権又は代理権を有していたか否か及び代表／代理に係る規定に基づいて契約の効力を確定すべきであると強調した。

II. 「アーンアウト協議書(中国語: 对賭協議)」の効力について

「アーンアウト協議書」は、出資やM&Aにおいてよく見られる取引文書であり、一般的に、取引対価の調整(アーンアウト条件)について取り決めた協議書を指す。

「第九回会議紀要」では、次のことが明確化された。実務におけるいわゆる「アーンアウト協議書」は、取引の当事者が、対象会社の将来的な不確定性、情報の非対称性などの理由から、持分の買戻し、金銭補償等を含む対象会社の価値評価の調整を合意する協議書である。出資者と対象会社が締結した「アーンアウト協議書」に法定の無効事由がない限り、一方当事者が協議書に持分の買戻し又は金銭補償に係る約定が存在していることのみを理由として、協議書の無効を主張したとしても、裁判所はこれを支持しない。なお、対象会社が実際にアーンアウト協議書を履行し、出資者に対して補償したりした場合、裁判所は会社法に定める「株主はひそかに出資金を引き揚げてはならない」という強行規定に違反していないかを審査したうえで、その請求を支持するか否かについて判断を行う。

III. 「第九回会議紀要」は、3パターンの株主の会社債務に対する責任に関して、解釈を提示した

(1) 株主が払込を引き受けた出資金の払込期限との関係について

「第九回会議紀要」では、次のことが明確化された。登録資本金の「払込引受制」において、株主は法に則り期限の利益を享受する。会社が弁済期限の到来した債務を弁済できないことを理由として、債権者が、出資金の払込期限が到来していない株主に対して、未出資分の範囲内で、会社が弁済できない債務について補填賠償責任を負うよう請求した場合、裁判所はこれを支持しない。ただし、次の場合を除く：(1) 会社が被執行人である事件において、人民法院が執行のために手立てを尽くしても、執行に供すことのできる財産がなく、既に破産事由を具備しているが、破産の申請をしていない場合。(2) 会社債務の発生後に、出資期限の延長について株主会が決議した又はその他の方法で出資期限を延期した場合。

(2) 「法人格否認」が適用されるケースについて

「第九回会議紀要」では、次のことが強調された。『会社法』第20条第3項の規定の精神を正確に体现するために、株主が、会社の法人としての独立した地位又は株主の有限責任を濫用し、かつ当該行為が会社の債権者の利益を著しく損害した場合にのみ、「法人格否定」の適用が可能である。また当該行為を実施した株主のみが会社の債務弁済について連帯責任を負い、その他の株主は当該責任を負うべきではない。「第九回会議紀要」では、法人格否認の典型的な3パターン(人格の混同、過度な支配、顕著な資本の不足)の捉え方について具体的に記載されている。

(3) 株主が清算義務者の責任を負い、会社の債務に対して連帯責任を負うことが適用されるケースについて

「第九回会議紀要」は、実務上存在する次のような不合理なビジネス形態を指摘した。「職業債権者」が超低価格でゾンビ企業に対する「未回収の売掛金」を買い取り、大量のゾンビ企業に対して強制清算を提起し、裁判所による会社の主要財産、帳簿、重要書類等の消失に係る認定を得た上で、会社法の司法解釈(二)第18条第2項の規定に基づき、有限責任会社の株主に、会社債務の弁済の連帯責任を請求する。

上記のケースでは、実務において、株主の会社債務に対する連帯責任が不合理に拡大解釈される状況が存在しており、これについて「第九回会議紀要」は、次のことを明確化した。会社法の司法解釈(二)第18条第2項に定める「義務の履行を怠り」とは、有限責任会社の株主が法定清算事由の発生後、清算義務を履行可能な状況において、故意に清算義務の履行を遅滞、拒絶すること、または過失により清算が行なえなくなる消極的行為を指している。株主が清算義務の履行のために積極的な措置を講じたこと、または少数株主については会社の董事会若しくは監事会のメンバーではなく、当該機構のメンバーを選定・任命しておらず、かつ会社の経営管理に参加していないことを立証すれば、「義務の履行を怠り」には該当しない。有限責任の株主が、「義務の履行を怠った」ことと会社の主要財産、帳簿、重要書類の消失との間に因果関係がないことを証明できるのであれば、債務弁済の連帯責任を負うべきではない。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所であり、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年12月)

■ ニュースフォーカス No.16 2019

2019 深圳市前海地区 大湾区構想における香港・マカオに対する優遇策 12 項目を発表

http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1073_ext_02_0.pdf

業務開発室

■ ニュースフォーカス No.17 2019

2019 中国(広東) 自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区外貨管理改革試行の更なる推進

http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1074_ext_02_0.pdf

業務開発室

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/12/18

米中通商協議『第1段階の合意』に到達

<https://count.bk.muftg.jp/c/Ccl0k4dlvi1puxHe85a1cdaId0k4dlx42ci8>

国際業務部

■ MUFG BK 中国月報 第166号(2019年12月)

經常収支赤字化が視野に入る中国は、日本での中国ブームを望んでいる

http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1062_ext_02_0.pdf

国際業務部

本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。

本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。

本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。

過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。

当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。

受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ & アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214